

令和5年度社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会事業計画



【基本方針】

今年度は、当会で運営してきた鳥羽市障害者福祉センターゆめぱーるが運営10年を経過し、その都度理事会、評議員会において活動経過を報告してきましたが、令和4年度末に生活介護事業を廃止し、市へ譲渡する事が決まりました。5年度は、市への譲渡手続き、継続事業の移転、事業の統合を行い、より住民に向けたサービスを目指し、活動して行きます。

当会の地域福祉事業では、近年の福祉課題として、少子高齢化が進む中、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーすることが困難となっており、当会の福祉支援が重要な役割を持つようになってきており、軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある方、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない方、孤立死等身近でなければ早期発見が困難な問題などがその一例と言えます。

また、地域の連帯感が希薄化し、特に大都市での地域社会の脆弱化は顕著となり、中山間部では限界集落等の問題が全国的に上がってきており、町内会・自治会の支援も行政と連携しながら当会のコミュニティワークを進めていく事が重要となります。

このような趨勢の中で当会といたしましては、現在の支援事業を充実させ、下記の項目を重点目標としたいと思います。

1. 様々な福祉課題を解決するために関係機関と連携し、福祉課題解決に向けて社協としての総合的な支援の向上を図ります。
2. 福祉の根幹である人権についての学習を行い、人を支える意味について学び、支援の在り方について学びます。(支援対象となりうる外国人、LGBT+Q等のマイノリティ理解を含む)
3. 働きやすい職場環境作りをめざしてメンタルヘルスの向上や、労働条件の向上に努めます。
4. 新たな自主財源の創設への工夫を重点目標として現状課題の検討、業務に当たります。

高齢者、障がい者の支援は、もとより、「SDGs」の理念としての持続可能な社会作りの視点から、未来を支える子ども達への福祉啓発、国際社会としての鳥羽市を考えるため、幅広い人権理解を視野に入れて業務に当たります。

また、連携という意味から三重県社協をはじめとする他社協との連携、市全体の部署との必要に応じた支援での連携、災害時要支援者を支え、災害ボランティアセンターを運営するにあたり、市内の各団体、事業所との連携を図ります。また、今年度から子ども達への支援を強化するため、コミュニティスクールへの支援を図ります。

連携の意義の中で、職員、理事、評議員と一丸となって地域支援に取り組めるよう地域福祉に邁進させていただきます。



《事業内容でSDGsの目標に対応する部分にSDGsアイコンを付けています。》

【重点事業】

すべての人に健康と福祉をめざして



- 1 第3期地域福祉活動計画の更なる地域福祉の推進
令和2年度より、第3期地域福祉活動計画（5ヵ年計画）が策定されましたので、「人とひとがつながり 支えあう 温かいまち 鳥羽」をスローガンに、地域福祉活動の支援を行い、活動計画の進捗管理を行います。委嘱した計画推進委員と当会職員が年2回程度事業の進捗について話し合いの場所を持ちます。
(P. 6)
- 2 災害対策・支援
災害時要援護者支援の研修や講演会の開催、災害ボランティアセンター、事業継続計画（BCP）の研修・訓練を適宜行います。(P. 7～8)
- 3 地域力強化推進事業の継続実施、参加支援・ひきこもりサポート事業の推進
平成31年度から市より事業を受託した地域力強化推進事業により「住民に身近な圏域」において地域住民等が地域生活課題の解決ができ、かつ、地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備し、地域共生社会の実現に向けた地域力強化推進を図ります。上記の事業と連携しながら令和3年度策定の「三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、参加支援・ひきこもりサポート事業を受託し、対象者への支援を行います。ひきこもりの方の集いや、交流の場所の創設を行います。(P. 8～9)
- 4 生活困窮者自立支援事業の充実
自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業等により一人ひとりの自立に向けた支援を行っています。
(P. 9～10)
- 5 成年後見サポートセンターの業務の遂行
鳥羽市から令和3年度より受託し、対象者へのサポートや制度の周知を行っています。併せて法人として後見人等も受任していきます。(P. 10)

【主要事業計画】

1 法人運営関係

職員が働きやすい職場環境の創出、職場の環境整備、メンタルヘルスへの対応と充実を図り、働きがいのある職場を目指します。

また、クールビズや、ウォームビズなどによる光熱水費の節約、ペーパーレス化などによるリデュースの推進、紙資源のリサイクル推進等を通じて環境に配慮した取り組みを行います。介護労働安定センター等と連携をし、職員のメンタルヘルスの充実を図ります。



(1) 会議の開催

① 理事会（6月、3月、随時）

※ゆめばーるの財産処分等が今年は議題となります。

② 評議員会（6月、3月、随時）

③ 監事会（6月、随時）

(2) 会員加入の促進及び基金の運用

① 会員加入の促進 7月～8月

② 福祉基金、ボランティア活動支援基金の効果的な運用、ボランティア活動支援基金においては、市内のボランティア団体等に周知啓発を図ります。

(3) 研修事業

職員の資質向上を目的に、地域福祉課題に即した研修や、法令遵守等に関する研修、新入職員研修等を開催し、職員の意識向上を図ります。

職員に対し、利用者の権利擁護、相談支援についての研修を開催します。

今年度は、委託元である市担当各課との連携を図り、その中でも市と共通の研修会の開催や、社会福祉について見識を高めます。

また、職員の人権意識をたかめるため、人権に関する講習会（ハラスメント等含む）を開催します。

(4) 広報活動の充実

① 広報紙「鳥羽市社協だより（福祉ウェーブ）」の発行

※ 令和5年度より4回の発行5月、7月、9月、1月となります。

② ホームページの活用等により、地域住民へボランティア情報、福祉情報の広報活動の充実を図ります。SNS等を活用し広報を行います。

(5) 共同募金運動への協力

地域福祉事業の重要な財源である「赤い羽根共同募金運動」に積極的に取り組みます。市内事業所への理解を深めるため、募金の使途について分かりやすく説明を行います。

(6) 地域共生フェスタ（仮称）を開催し、地域で活躍する多様な団体・学校・地域住民等が

地域共生社会の実現に向けて地域がつながりあえる機会を創ります。

- ・開催予定日 令和5年10月頃予定

(7) 活動助成

- ・ボランティア団体活動助成
- ・福祉協力校の活動助成（市内小・中学校）
- ・子ども広場（町内会・自治会管理に限る。）遊具設置助成
- ・地域福祉推進員活動助成 ほか

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



(8) 地域公益活動（みえ福祉の「わ」創造事業）への参画

三重県内の社会福祉法人の連携による地域公益活動に参画します。本事業は、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとを支援するためのしくみづくりを行います。

生活困窮者を対象とした就職活動のための交通費助成、緊急時の食糧提供・物品の支援などを行います。

(9) 公用車有料広告事業

当会の収益基盤の構築と、地元の活性化をめざし、当会の公用車に地元事業所のマグネットシートを作成し、事業広報するものです。継続して活動事業周知を図ります。

(10) 衛生推進者を中心とした職員の健康管理、メンタルヘルスの向上

介護労働安定センターとの連携を行い職員のメンタルヘルス相談の定期的な開催、ヨガ、太極拳等で呼吸法を学び「からだを使って心を整える」方法も活用し職員が安心して働ける職場環境づくりを目指します。

2 地域福祉推進事業

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



地域における福祉、生活ニーズを明らかにするとともに、その解決に向け公民協働により多様なサービスを総合的に提供できるよう協議し、推進して行きます。地域の相談については、生活相談、地域相談、権利擁護等、相談について職員一人ひとりが相談技法を学び、受け止めていけるような仕組みづくりを行います。

住民一人ひとりが住み慣れた地域社会において、心豊かに、安心して、自立した生活を営むことができるように支援を行います。

(1) ボランティア活動の振興

① 児童生徒を対象としたボランティア教育

幼稚園や保育所、小学校、中学校、高校の児童生徒を対象に、ボランティア活動に対

する意識を高めるための教育を行うものです。

ボランティア団体や介護保険・障害福祉サービス事業所等の協力により福祉体験教室を開催します。また、福祉協力校連絡会議を開催し、教育現場での福祉教育を充実するため課題と現状の把握、支援を行います。

②地域福祉活動の支援者養成について

地域福祉活動支援者の養成講座を開催し、民生委員、地域福祉推進員、シルバーヘルパー、島内・船内介助員、ほっとスマイルサービス協力会員など様々な会員が交流しながら学びあえる場所作り等を進めていきます。

③地域・子ども食堂活動の振興

身近な地域で、子どもや高齢者・障がい者など地域住民の誰もが集い、安心して過ごせる居場所、交流できる拠点としてサロンの創設、サロン運営者の支援、当会が鳥羽・地域こども食堂ネットワークの事務局を担い地域・子ども食堂の活動を支援していきます。

(2) ほっとスマイルサービスの充実

10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



買い物やゴミ出しの支援など、介護保険など公的サービスでは対応できない困りごとに対応するため、会員相互が気兼ねすることなく助け合う「ほっとスマイルサービス」の充実に努めます。地域ごとに協力会員の人数の格差があり、離島地区でもニーズが増えているため、離島内でのほっとスマイルサービスの周知も図ります。

新規会員の登録に対して地域でPRを行います。

(2月現在 利用会員53名、協力会員32名)

11 住み続けられるまちづくりを



(3) 地域福祉推進員の増員

地域福祉推進員は、身近な地域の中で福祉課題をかかえ、援助を必要とする方の立場に立って、地域社会・住み良いまちづくりの増進を目指すための推進役としての役割を担います。引き続き未設置地区に推進員を設置していきます。

各地域での活動において、民生委員との連携が必要となるため合同研修会を開催しています。今年度は民生委員が改選時期だった為、新人民生委員が設置された地区にはより丁寧な研修が必要とのことで従来から設置されている地区の方と分けて研修会を開催いたします。(2月現在 設置地区22地区31名)

今年は、支援者の人権意識を高めるため、市民課 人権・市民交流係との連携の中で、人権講習を開催し、支援者の人権意識を高めます。

(4) ふれあいいきいきサロンの設置



民生委員、地域福祉推進員、老人クラブ、各サロンの担い手等と協力し、地域の高齢者や親子の見守りなど、小地域における住民福祉活動の拡充、仕組みづくりに努めます。またサロン運営者の質の向上を図ると共に、各サロンが自立的な運営が出来るように、行政や、介護保険サービス事業者連絡会やシルバーヘルパー（老人クラブ）等との連携の調整や、サロン運営者の支援、養成などを定期的に行います。また、引き続きサロン未設置地区への働きかけを行い、ふれあいいきいきサロンの在り方についても見直しを行い、多世代交流ができるコミュニティサロン等居場所づくりをすすめていきます。

（2月現在 高齢者サロン38箇所、子育てサロン3箇所）

(5) 鳥羽市地域福祉活動計画の進捗状況の確認

令和2年度から6年度まで「第3期鳥羽市地域福祉活動計画」を策定し、行政計画である「鳥羽市地域福祉計画」とともに、地域福祉を推進していきます。

今回の計画は、「地域共生社会づくり」を柱としその実現のため、「人づくり」、「支えあいの地域づくり」、「福祉ネットワークづくり」、「安心、安全なまちづくり」を主要な柱として活動しています。

(6) 見守り元気事業の推進

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



民生委員、地域福祉推進員や地域包括支援センター等との連携のもと、高齢者や児童への虐待、悪徳商法被害、生活困窮者問題等、多様な課題を抱える個人・世帯の早期発見、社会的孤立の防止に向けた見守りや、支援についての研修を行います。また今年度は特殊詐欺被害が増えておりますので見守り活動で啓発をまいります。

様々な地域の住民が、見守りや、地域のつながりができるように、地域について考える地域アセスメントシートを作成整備し、地域の担い手の発掘を行います。

(7) 総合相談事業の実施

16 平和と公正をすべての人に



① まるごと相談（原則 月～金曜日（休日等を除く。））

今年度から、当会の地域力強化推進事業受託の観点から、社協職員が随時相談に対応し、幅広い相談を受ける事、必要に応じて関連機関につなぐこととします。

② 法律相談（原則 毎月第4木曜日

楠井法律事務所と連携しながら総合的な法律相談を実施します。

③ 司法書士相談（原則 奇数月第2木曜日）

司法書士による相続、悪徳商法、架空請求等に関する相談を実施します。

④ 福祉・ボランティア相談など（原則 月～金曜日（休日等を除く。））

※令和4年度で公証人相談は、終了となりました。

(8) 市内福祉事業所の連携の強化

17 パートナシップで
目標を達成しよう



介護保険サービス事業者連絡会と、鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会では、各事業所が連携し、サービスの質の向上、地域の福祉課題を話し合い解決するため活動しています。鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会では、障がい者の就労、支援の場所をアピールし、障がい者の就労場所の開拓について検討して行きます。特に、今年度は、自立支援協議会においても、日中一時支援事業等行政と連携した支援活動部分についても検討をさせていただきます。介護保険サービス事業者連絡会については、令和4年度は、新型コロナウイルスの蔓延状況もありましたが、福祉啓発映画会の開催や、SDGs等の研修会などを開催しました。令和5年度は、新型コロナウイルスの状況によって対面式会議や、ZOOM等の利用による会議を行い、共通する高齢者福祉課題や、離島の介護課題について当会と連携して課題解決のための会議を開催します。

(9) 地域福祉講演会の開催（年2回）

4 質の高い教育を
みんなに



令和5年度も、地域共生社会づくりについて啓発を行い、地域のひきこもり支援や、地域の支援を必要とする方の課題についての地域の現状報告を含めた講演会を開催します。

(10) 防災活動・災害支援事業の実施

11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



地域での災害に備えて、防災ボランティア養成講座を引き続き開催し、自助、共助の気運を高めていきます。（令和5年2月現在、19名の災害ボランティアの登録があります。）

令和5年度は、ゆめぱーるを市へ譲渡するため、BCPの観点から、ひだまりが被災した場合の職員参集場所の明確化、BCPの再検討を行い、BCPに基づく職員研修や防災訓練を行います。

・実際の災害に備えて災害ボランティアセンター拠点として「保健福祉センターひだまり」、

「鳥羽志勢クリーンセンター」での災害シミュレーションと訓練を行います。

- ・鳥羽市障害者互助会と連携し、「防災デイキャンプ」を開催します。
- ・町内や学校においての避難行動要支援者（子どもや、障がい者）を交えた避難訓練、防災タウンウォッチング等の開催支援を行います。
- ・災害ボランティア養成講座を実施します。（年1回程度実施予定）
- ・今年度は、三重県の総合防災訓練が鳥羽市（11月26日）で開催されるため、当会でも南勢志摩ブロック社協と連携し、災害ボランティアセンターの運営訓練を行います。
- ・県社協、南勢志摩ブロック社協災害時広域連携協議会主催による災害ボランティア受け入れや、支援活動等についての会議、講習会に参加します。

(11) 福祉いどばた会議(フクシル)の開催

市内の学校や集会所等に出向き、福祉に関する講演、体験学習、レクリエーション指導、対話集会等を行います。また、各種ボランティア団体、鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会、鳥羽市地域自立支援協議会障がい者福祉事業所部会等との連携や行政の出前トーク事業と連携し、地域住民のニーズに応えられるよう対応して行きます。

(12) 地域力強化推進事業の実施

地域に住む住民が、主体的に地域生活課題を把握し、解決できる力をはぐくむことを目的に、事業を実施します。地域福祉ニーズに対して社会福祉資源の開発、連携をはかり、地域貢献活動が行われるよう地域のネットワーク化を図ります。

11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナシップで
目標を達成しよう



10 人や国の不平等
をなくそう



①総合相談窓口の開設

「住民に身近な圏域」において地域住民等が地域生活課題の解決ができ、かつ地域生活課題に関する相談を受け止める体制を整備することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ります。

② 地域福祉懇談会（まちトーク）の開催

各自治会・町内会で小地域における福祉コミュニティの構築、福祉課題の抽出を行うため、地域福祉懇談会を開催し、自分達で地域福祉課題解決を行うための仕組み作りについての話し合いの場づくりを継続して行います。

今年度より、該当地区の福祉事業所にも声をかけ、まちトークに参加していただきます。

③地域アセスメントシート（まちのカルテ）の更新

作成した46地区のまちのカルテを更新します。当事業のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が地域に入り、地域活動を行っている個人や、団体等の人的支援や、地域資源の情報を整理し、見える化を行い、住民だけでなく他地域の方にも参考になるような冊子に更新し、地域福祉に参加しやすくなるツールとして活用していただきます。また、作成したまちのカルテは、毎年情報更新を行い、情報を必要としている人に発信していき、地域の方や団体等がつながり、地域づくりを行っていき

るよう支援をします。

④ マイノリティへの支援と社会参加の推進、少数課題への対応

鳥羽市に住む外国人に対しての生活困窮支援、外国人を対象にしたふれあいサロンの創設、また外国籍の方の支援や、交流のプログラムを検討し、多文化の共生について、地域住民の理解を図ります。(市民課、鳥羽国際交流協会との連携)

フードパントリー等においても対象となりうるよう、市内の状況を把握し、情報を発信できる仕組みを検討します。(市民課との連携)

また、地域から動物の多頭飼育問題などが上がってきています。生命について地域の方々に考えていただき、課題の背景にある依存症の理解等について参加支援・ひきこもりサポート事業等と連携しながら支援を行います。

⑤ 市内福祉協力校コミュニティスクール(学校運営協議会)への支援

地域支援の観点と、子ども達への福祉力の醸成、地域交流を推進する事についてより強化するため、今年度は、4校に対して会議に参加し、運営協力を行います。

3 福祉サービス利用支援事業

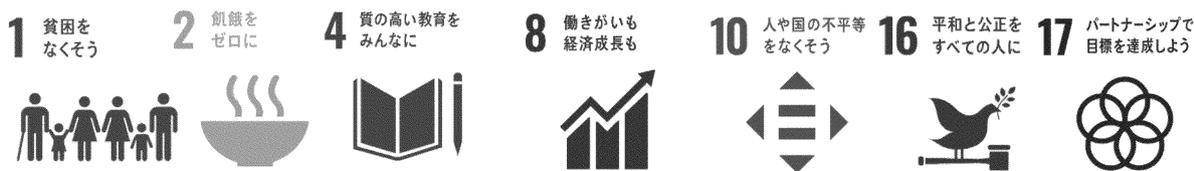
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行っています。今年度も利用者の増加に対応するため生活支援員の確保に努め、研修会を開催しサービス内容や資質の向上に努めます。

(2月現在 利用契約者34名)

4 生活困窮者対策事業

地域の貧困課題を考え、地域で取り組み、行政や、地域と連携しながら相談に寄り添い伴走型の支援を行います。



(1) 生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業に基づき、必要に応じて就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業等により一人ひとりの自立に向けた支援を行っています。(2月現在新規相談受付件数67件 プラン数33件)実績と評価に基づき支援体制の整備や、社会資源の開発・地域づくりに努め相談支援業務を更にすすめていきます。

生活困窮世帯や就学援助世帯等の子どもを対象に、学習の支援を通じ、子どもの能力を伸ばし、社会で自立していく力を身につけ、貧困の連鎖を防止することを目的とした学習支援事業を実施しています。

また、その中で無料職業紹介事業も活用し、生活困窮者への就労支援を通して自立した生活への支援を行います。(2月現在 1名面接 1名採用)

市内在住の外国人に対してもアンテナを広げ、必要な方には支援を行います。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付を実施しています。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しました。

(2月現在 延べ貸付相談 95件 貸付申請総数 14件)

(3) 法外援護資金等貸付事業

(4) 一時生活支援事業

令和4年度より、市内の市営住宅の一室を借り上げ、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の方に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与又は提供する事業を行っています。5年度からは、市と協議し、もう一室確保する事となり、更なる支援を図ります。利用者に対しては、相談支援についても生活困窮者自立相談支援事業により行います。

5 参加支援・ひきこもりサポート事業「さんぼみち」の運営

鳥羽市内のひきこもりの方（学校や職場などの社会職場参加を回避し、家庭にとどまり続けている状態の方々）に対し、社会との接点を作り、支えあう仕組みづくりを構築します。

(2月末現在新規相談受付件数18件)

(1) 地域のひきこもりの方の発見と、支え合いの場所の創設を行います。

(2) 若年者の支援、高校や大学の中退、会社からドロップアウトした方などのケースが上がってきたり、現状がみえにくいところがあります。教育関係機関と連携し、社会参加の場所や、サロンの創設を行います。居場所づくりとして令和3年度よりさんぼみちカフェを開催。令和4年度より、裏萩山さんぼみちカフェとさんぼみち家族の会を実施しています。また令和4年11月よりZOOMを利用して集う、さんぼみちEルームを月1回程度開催しています。上記の居場所を5年度も継続していく予定です。

(3) ひきこもりに対する啓発を行うと共に、支援に地域住民の協力が得られるよう事業を行うために、ひきこもりサポーター養成講座を開催し、ひきこもりサポーターの養成と登録を行います。

6 成年後見サポートセンター「ぬくもり」の運営、法人後見

令和3年10月より鳥羽市から事業を受託し、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談支援や情報提供を行います。

また、法人後見事業にも取り組み、弁護士等後見事業を行う職能集団と連携しながら鳥羽市社会福祉協議会（法人）の受任が適当と認められた方について、成年後見人等をお受けし、地域の対象者への支援を行います。

7 在宅福祉サービス事業

(1) 無料マッサージ事業の実施

視覚障害者福祉会等との連携を図り、高齢者の健康維持・増進を図るため、マッサージ奉仕事業を行います。(福祉会会員、コロナ等の感染状況を勘案し、開催します。)

(2) 趣味創作型デイサービスの実施 (しおさい)

介護予防施設しおさいは、神島地区の福祉の要となるため、しおさい運営委員会を定期的に開催し、デイサービスの運営だけではなく、介護予防、地域住民の福祉ニーズの把握に努めます。また、介護予防の側面から、地域の方の更なる参加についてPRを図ります。

(3) 離島通所サービス利用者支援事業の円滑な運営

(4) 介護保険事業・障害福祉サービス事業

利用者や家族のニーズに応え、支援を行うことができるよう、効率的・効果的な経営に努めます。また、法令・規則を厳格に遵守し、従事者の知識・技術向上に日々取り組み良質なサービスの供給に努めます。

① 介護保険事業

※令和5年度に市へゆめぱーるを譲渡しますが、下記事業については引き続きひだまりにて継続して事業を行います。

- ・居宅介護支援事業 令和3年4月より、1名体制にて事業を運営しています。離島中心に支援を行い、利用者の人数を増やして行きます。

(令和5年2月現在の利用者数 要支援 2名、要介護 24名)

- ・訪問入浴事業 (介護予防訪問入浴事業)

離島の方を中心に、訪問入浴を継続して行います。島内での介助員確保について検討し、効率化を図ります。(令和5年2月現在の利用者数 3名)

② 障害福祉サービス事業

- ・鳥羽市より基幹型相談支援センター事業を受託し、総合的な障がい者の相談支援事業の在り方について行政と検討しながら事業展開を行います。

- ・指定特定相談支援事業

※令和5年度に市へゆめぱーるを譲渡しますが、下記事業については引き続きひだまりにて継続して事業を行います。生活介護、地域活動支援センター事業は、廃止となり、利用者は、他の事業所へ引き継ぎを行いました。

- ・日中一時支援事業 (市受託事業)
- ・障がい訪問入浴事業

8 その他の事業

- ・介護用品・レクリエーション用具等無料貸出事業
- ・共同募金配分事業の実施

9 民生委員児童委員活動について

令和4年12月に民生委員児童委員の改選が行われましたが、定数56名のところ、令和5年2月現在41名と定数割れをしており、地域支援が難しい状況です。

民生委員の更なる増員を図るため、活動の周知を図り、民生委員の活動支援を行います。また、市と協議し、活動の中で ICT 導入の検討や、支援のための人権意識の向上を図る講習会等を開催します。

今年度の民生委員活動の重点目標は、「見守る」、「気づく」、「つなぐ」をモットーに「特殊詐欺への注意喚起」、「防災活動」を柱に活動を行います。